

# 上手な暮らし塾

特集

市政

長崎市民

「ご意見」  
プレゼント

生活情報

健康

子育て

福祉・税

被爆者援護

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

端午の節句が近くなると、各地で色とりどりの鯉のぼりが見られます。野母崎の高浜町の古里地区では、青い空と端島(軍艦島)をバックに、潮風を受け、たくさん鯉のぼりが泳いでいました。

この鯉のぼりをあげている古里自治会にお話を伺いました。  
—きつかけは？  
人口減少が進む古里地区で、なにか地域を元気づける取り組みをしよ  
うと、有志で鯉のぼりをあげたのが  
きつかけです。今年から自治会が主  
体となって取り組むようになりまし  
た。



—たぐさんの鯉のぼりが泳いでいますが、自治会で用意されたのですか？  
住民や地元企業の協力で集めることができました。多い年は100匹以上もあつたんですよ。鯉のぼりをあげるための竿などは、竹や杉を削ったり磨いたりして、みんなでイチからつくりました。

このほか、古里自治会では、住みよいまちをつくるために、農道の草刈りや沿岸の清掃活動などを行つて  
います。集落すべての家の前まで車が  
通れるような環境づくりには、支え  
あい・助け合いの精神があふれてい  
ます。  
皆さんの地域でも、さまざまな地  
域活動が行われていると思います。  
住みよいまちでいきいきと暮らし  
ていくために、まちづくりの活動に参  
加してみませんか？

## 問い合わせ

自治振興課 ☎829・1134

## 自治会

### 地域を元気に！あなたの町の自治会 〜古里自治会の鯉のぼり〜

## 消費者

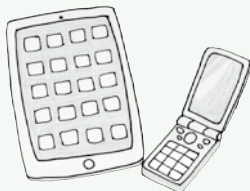
### 利用者保護のルールが充実 〜電気通信事業法の改正〜

携帯電話、インターネット、固定電話などの利用に関連した法律について、5月21日から消費者保護のルールが充実・強化されました。  
①書面交付の義務付け  
通信サービスの種類、料金内訳、解約条件などを記載した書面の交付が義務付けられました。  
特に、端末などの契約を条件とした通信サービスの複雑な料金割引については、その仕組みを図で示すことや、付随する有料オプションサービスについて、名称・料金、解約条件などを記載することになりました。

②初期契約解除制度の導入  
①で紹介した書面の受領などの日から8日間は、利用者は電気通信事業者(以下、事業者)の合意なく契約を解除できるようになりました。フリーング・オフ制度と違って、契約解除に伴い一定範囲の支払い(解除までの通信料、工事費用、事務手数料など、上限あり)をしなければいけないので注意が必要です。  
オプションサービスや端末機器の物品売買契約については解約の対象外ですが、通信契約を解除する旨を、味をなさない契約などについては、

解除ができる場合があります。  
または、携帯電話のような通信サービスにおいて、電波のつながり具合や事業者による説明などが不十分な場合、国の認定を受けた「確認措置」を事業者がとっている場合、端末も含めて解除することができま

これらの契約解除にかかる事項は書面に記載があります。契約の際は、契約内容の確認と併せて、契約解除などの諸条件も十分に理解したうえで契約することが大切です。  
その他にも、勧誘を希望しない人への再勧誘の禁止や代理店に対する指導義務など重要な改正があります。詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。



■ご相談は消費者センター(メルカフさまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土日・祝日も相談できません。

解除ができる場合があります。  
または、携帯電話のような通信サービスにおいて、電波のつながり具合や事業者による説明などが不十分な場合、国の認定を受けた「確認措置」を事業者がとっている場合、端末も含めて解除することができま

これらの契約解除にかかる事項は書面に記載があります。契約の際は、契約内容の確認と併せて、契約解除などの諸条件も十分に理解したうえで契約することが大切です。  
その他にも、勧誘を希望しない人への再勧誘の禁止や代理店に対する指導義務など重要な改正があります。詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。